

介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A

	質問項目	質問内容	回答	掲載日
1	運動器機能向上計画書の作成について	運動器機能向上加算が廃止されましたが、それにもない、これまでの運動器機能向上計画書は丸々作成しなくても問題ないでしょうか	必ずしも別途運動器機能向上計画書を作成する必要はありません。ただし運動機能向上については包括報酬化されており、運動機能向上のための取り組みは必要と考えます。よって、体力測定やアセスメント・モニタリング等は必要に応じて行っていただきたいと思っております。	令和6年5月27日